

10. 指定管理者の導入状況

(1) 四日市市運動施設指定管理者(令和4年4月1日現在)

指定管理者名等	施設名
運動施設契約期間：平成31年4月1日～令和5年3月31日 霞ヶ浦第3野球場契約期間：令和2年4月1日～令和5年3月31日 名称：四日市市スポーツ協会グループ 構成団体：公益財団法人四日市市スポーツ協会 公益社団法人四日市市シルバー人材センター 株式会社スポーツ・インフォメーション 特定非営利活動法人霞ヶ浦スポーツクラブ	中央緑地運動施設(3施設)、霞ヶ浦緑地運動施設(7施設)、三滝武道館、三滝相撲場、三滝テニスコート、松原テニスコート、北条野球場、松原野球場、鈴鹿川河原田野球場、垂坂ソフトボール場、鈴鹿川河原田ソフトボール場、鈴鹿川ラグビー・サッカー場、鈴鹿川グラウンドゴルフ場、垂坂サッカー場、楠緑地運動施設(3施設)、温水プール、本郷河川敷グラウンド、桜テニスコート、桜多目的広場 計 29 施設

(2) 四日市ドーム指定管理者(令和4年4月1日現在)

指定管理者名等	施設名
契約期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日 名称：JNスポーツグループ 構成団体：株式会社JTBコミュニケーションデザイン 公益財団法人四日市市スポーツ協会 株式会社NTTファシリティーズ東海支店	四日市ドーム

11. 運動施設使用料一覧

(1) 四日市ドーム専用利用料金の上限額

種 類		基 本 使 用 料 (円)			
		午 前 AM 9:00 ～ AM 12:00	午 後 PM 1:00 ～ PM 4:30	夜 間 PM 5:30 ～ PM 9:00	全 日 AM 9:00 ～ PM 9:00
アリーナ	入場料等を徴収しない場合	11,000	16,500	22,000	44,000
	入場料等を徴収する場合	44,000	66,000	88,000	176,000
	式典、講演会等	55,000	82,500	110,000	220,000
	展示会、見本市等	110,000	165,000	220,000	440,000
	プロ興行	220,000	330,000	440,000	880,000
会議室等	大 会 議 室	2,420	3,190	4,840	8,030
	小 会 議 室	1,320	1,760	2,640	4,400
	練 習 室	3,410	4,510	6,820	11,330
	準 備 室	2,750	3,630	5,500	9,130
	控 室 1	1,320	1,760	2,640	4,400
	控 室 2	1,320	1,760	2,640	4,400
備 考	①土・日曜日、休日の使用料は、基本使用料の2割増です。 ②準備・撤去のみの使用料は、規定の2割減です。 ③アリーナは半面使用が可能です。使用料は規定の5割です。この場合において10円未満の端数が生じたときは、四捨五入とする。				

(2) 運動施設専用利用料金の上限額

施設名	使用時間		使用区分		アマチュアスポーツ		アマチュアスポーツ以外			
			入場料金の類を徴しない場合	入場料金の類を徴する場合	入場料金の類を徴しない場合	入場料金の類を徴する場合				
中 央 第 2 体 育 館	午 前	午前 9 時～正午	4,510	9,900	22,330	412,500				
	午 後	午後 1 時～午後 4 時 30 分	6,710	14,850	33,440					
	夜 間	午後 5 時 30 分～午後 9 時	8,910	19,800	44,550					
	全 日	午前 9 時～午後 9 時	18,040	40,150	90,200					
霞 ヶ 浦 体 育 館	午 前	午前 9 時～正午	2,310	5,150	11,570	211,970				
	午 後	午後 1 時～午後 4 時 30 分	3,410	7,590	17,070					
	夜 間	午後 5 時 30 分～午後 9 時	4,620	10,250	23,100					
	全 日	午前 9 時～午後 9 時	9,240	20,520	46,200					
楠 多 目 的 場 運 動	午前 9 時～午後 9 時(4 月 1 日～10 月 31 日 は午前 6 時～午後 9 時) 1 時間につき		440	980	2,200	10,090				
楠 体 育 館 ア リ ナ	午前 9 時～午後 9 時 全面 1 時間につき		950	2,090	4,720	21,640				
楠 体 育 館 武 道 場	午前 9 時～午後 9 時 1 時間につき		470	1,050	2,350	10,810				
三 滝 武 道 館 柔 道 場 ・ 剣 道 場	午 前	午前 9 時～正午	1,980	4,400	9,900	110,000				
	午 後	午後 1 時～午後 5 時	2,970	6,600	14,850					
	夜 間	午後 5 時～午後 9 時	1 時間につき 1,100	8,800	19,800					
	全 日	午前 9 時～午後 9 時	8,360	17,820	40,040					
三 滝 相 撲 場	午 前	午前 9 時～正午	990							
	午 後	午後 1 時～午後 5 時	1,490							
中 央 陸 上 競 技 場	午 前	午前 9 時～正午	5,940	13,200	29,700	430,330				
	午 後	午後 1 時～午後 5 時	8,910	19,800	44,550					
	夜 間	午後 6 時～午後 9 時	5,940	13,200	29,700					
	全 日	午前 9 時～午後 9 時	18,710	41,580	93,560					
霞 ヶ 浦 第 1 野 球 場	午前 9 時～午後 5 時(4 月 1 日～10 月 31 日 は午前 6 時～午後 9 時) 2 時間につき		3,300							
	午 前	午前 9 時～正午						13,200	29,700	165,000
	午 後	午後 1 時～午後 5 時						19,800	44,550	
夜 間	午後 5 時～午後 9 時	26,400		59,400						
全 日	午前 9 時～午後 9 時	53,460	120,230							
室内練習場 (1 面) 午前 9 時～午後 5 時(4 月 1 日～10 月 31 日 は午前 6 時～午後 9 時) 1 時間につき			220							
霞 ヶ 浦 第 2 野 球 場 松 原 野 球 場 北 条 野 球 場	午前 9 時～午後 5 時(4 月 1 日～10 月 31 日 は午前 6 時～午後 7 時) 2 時間につき		1,980							
霞 ヶ 浦 第 3 野 球 場	午前 9 時～午後 9 時(4 月 1 日～10 月 31 日 は午前 6 時～午後 9 時) 2 時間につき		4,400							
	午 前	午前 9 時～正午		17,600						
午 後	午後 1 時～午後 4 時 30 分	26,400								
夜 間	午後 5 時 30 分～午後 9 時	35,200								
全 日	午前 9 時～午後 9 時	79,200								

施設名	使用区分 使用時間	アマチュアスポーツ		アマチュアスポーツ以外		
		入場料金の類を徴しない場合	入場料金の類を徴する場合	入場料金の類を徴しない場合	入場料金の類を徴する場合	
三滝テニスコート	午前6時～午後9時(12月1日～翌年2月末日は午前7時～午後9時) 1面1時間につき	530				
松原テニスコート	午前 午前9時～正午 午後 午後1時～午後5時 全日 午前9時～午後5時	1面につき 1,540 1面につき 2,310 1面につき 3,410				
楠テニスコート	午前6時～午後9時(12月1日～翌年2月末日は午前7時～午後9時) 1面1時間につき	530				
霞ヶ浦プール	午前9時～午後6時 1時間につき	50m プール 3,300 その他のプール 1,980				
温水プール	午前9時～正午 1時間につき	7,920				
霞ヶ浦運動用舟艇場 (艇庫及び係留施設)	1ヶ月1艇につき (暦月をもって計算し、端数のある場合は、1ヶ月とする。)	艇庫内 3,960 屋外 1,650 係留施設 艇長9m未満 8,250 艇長9m以上 11,000				
鈴鹿川ラグビー・サッカー場 鈴鹿川グラウンド ゴルフ場	午前 午前9時～正午 午後 午後1時～午後5時 午前6時～午前8時及び午後5時～午後7時(4月1日～10月31日に限る) 1時間につき	1,100 1,650 330				
鈴鹿川河原田野球場 ソフトボール場 垂坂ソフトボール場	午前9時～午後5時(4月1日～10月31日は午前6時～午後7時) 2時間につき	880				
垂坂サッカー場	午前 午前9時～正午 午後 午後1時～午後5時 午前6時～午前8時及び午後5時～午後7時(4月1日～10月31日に限る) 1面1時間につき	1面につき 1,320 1面につき 1,760 440				
本郷河川敷グラウンド	午前9時～午後5時(4月1日～10月31日は午前6時～午後7時) 1面1時間につき	330				
四日市テニスセンター	午前6時から午後9時まで(ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで) 1面1時間につき	屋外コート	700	1,410	3,520	14,080
		屋根付コート	960	1,910	4,790	19,140
		サブコート	1,060	2,110	5,280	21,120
		メインコート	1,410	2,820	7,040	28,160
中央フットボール場	午前9時から午後9時まで(ただし、4月1日から10月31日まで) 1面1時間につき	3,060		15,290		
桜テニスコート	午前9時から午後5時まで 1面1時間につき	530				
桜多目的広場	午前9時から午後5時まで 1面1時間につき	440				

※ 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び身体障害者団体が使用する場合の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。

※ 中央フットボール場を市内の高校生以下の団体が使用する場合の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。

(3) 総合体育館専用使用料金

種 類			基 本 使 用 料 (円)				
			午 前 AM 9:00 ～ AM 12:00	午 後 PM 1:00 ～ PM 4:30	夜 間 PM 5:30 ～ PM 9:00	全 日 AM 9:00 ～ PM 9:00	
アリーナ	スポーツ	入場料金の類を徴しない合	10,100	15,200	20,200	45,500	
		入場料金の類を徴する合	～1,500円	20,200	30,400	40,500	91,100
			1,501円～3,000円	50,600	75,900	101,200	227,700
			3,001円～	202,400	303,600	404,800	910,800
	スポーツ以外	入場料金の類を徴しない合	50,600	75,900	101,200	227,700	
		入場料金の類を徴する合	202,400	303,600	404,800	910,800	
弓道場	射場的	スポーツ	入場料金の類を徴しない合	3,740	5,610	7,480	16,830
	射場的	スポーツ	入場料金の類を徴しない合	2,200	3,300	4,400	9,900
多目的室	3区画利用時	スポーツ	入場料金の類を徴しない合	4,180	6,270	8,360	18,810
		スポーツ以外	入場料金の類を徴しない合	20,900	31,350	41,800	94,050
	2区画利用時	スポーツ	入場料金の類を徴しない合	3,080	4,730	6,270	14,080
		スポーツ以外	入場料金の類を徴しない合	15,400	23,650	31,350	70,400
	1区画利用時	スポーツ	入場料金の類を徴しない合	2,090	3,080	4,180	9,350
		スポーツ以外	入場料金の類を徴しない合	10,450	15,400	20,900	46,750

トレー ニング ルーム	スポーツ	入場料金の類を徴しない 場 合	5,300	8,000	10,700	24,000
トレー ニング ルーム (フリー エリア)	スポーツ	入場料金の類を徴しない 場 合	2,100	3,200	4,300	9,600
大会 議室	全区 画		4,180	5,830	7,700	17,710
	区画 A		2,860	3,960	5,280	12,100
	区画 B		1,320	1,870	2,420	5,610
小会 議室			2,200	3,080	4,070	9,350
備 考	<p>1 使用許可時間以外の超過時間は、1時間単位とする。この場合における使用料は、直近の時間区分（全日を除く。）の1時間当たりの金額に超過時間を乗じて得た額とする。</p> <p>2 午前・午後使用は午前9時から午後4時30分まで、午後・夜間使用は午後1時から午後9時の時間までとし、その使用料は各時間区分の規定料金の合計額とする。1 使用許可時間以外の超過使用は、1時間単位とする。この場合における使用料は、当該使用許可時間帯の1時間当たりの金額に超過時間を乗じて得た額とする。</p> <p>3 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害者団体が使用する場合の使用料は、規定料金の100分の50の額とする。</p> <p>4 アリーナを土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に使用する場合の使用料は、規定料金の2割増とする。この場合において、その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。</p> <p>5 アリーナの一部を利用する場合において、その使用面積がアリーナ床面積の4分の3、3分の2、2分の1、3分の1、4分の1に相当する場合の使用料は、それぞれ当該使用時間区分の規定料金の4分の3、3分の2、2分の1、3分の1、4分の1を乗じた額とする。</p> <p>6 弓道場の使用料は、近的射場又は遠的射場それぞれの使用料の額とし、当該近的射場又は遠的射場を半面使用する場合の使用料は、それぞれ規定料金の100分の50の額とする。</p> <p>7 第1項、第3項、第5項及び第6項の場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。</p>					

(4) 個人利用料金の上限額

(イ) 個人使用券・普通使用券

施設名 / 使用時間		使用区分	
		一 般	中学生以下
四 日 市 ド ー ム ア リ ー ナ	午前 9 時～午後 9 時	(2 時間以内) 440	(2 時間以内) 220
中 央 第 2 体 育 館 中 央 陸 上 競 技 場 (中央フットボール場 A フィールド)	午前 9 時～午後 9 時	(2 時間以内) 220	(2 時間以内) 100
松 原 テ ニ ス コ ー ト	午前 9 時～午後 5 時		
霞 ケ 浦 プ ー ル	午前 9 時～午後 6 時		
温 水 プ ー ル	午後 1 時～午後 8 時	440	120
三 滝 武 道 館	午前 9 時～午後 9 時	(2 時間以内) 220	(2 時間以内) 100
楠 体 育 館			
総 合 体 育 館 (アリーナ、弓道場 及び多目的室)	午前 9 時～午後 9 時	220	100
総 合 体 育 館 (トレーニングルーム)	午前 9 時～午後 9 時	300	150

※ いずれも指定管理者が定める一般公開日の利用に限る。

※ 中央フットボール場 A フィールドは、工事等による中央陸上競技場の閉鎖時における代替施設としての利用に限るものとする。

(ロ) 回数使用券

種別	使用区分	
	一 般	中学生以下
温水プール回数使用券 (6 枚綴り、有効期間 6 ヶ月)	2,200	600
共 通 回 数 使 用 券 (12 枚綴り、有効期間 6 ヶ月) 中央第 2 体育館、中央陸上競技場 (中央フットボール場 A フィールド)、松原テニスコート、霞ヶ浦プール、三滝武道館 及び楠体育館 ※ 1 回の使用は、2 時間以内とする。	2,200	1,000
(総合体育館) アリーナ、弓道場及び多目的室 回数使用券 (12 枚つづり有効期間 6 か月)	2,200	1,000
(総合体育館) トレーニングルーム 回数使用券 (12 枚つづり有効期間 6 か月)	3,000	1,500

※ (イ)(ロ)とも、市内の身体障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示した者の利用料金は、規定料金の 100 分の 50 の額とする。